

病院職員の過重労働軽減に関するお願い

令和3年に「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」が公布され、医療機関に、長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置の整備等が求められました。当院も、特に医師について、時間外労働や休日労働など慢性的な長時間労働が続いており、過労による健康問題が懸念されています。病院職員の労働環境の改善を進めるには、当院だけでなく患者さんやご家族の皆様のご協力も必要です。「患者本位の最良の医療」を提供し続けるためにも、以下の取組についてご理解ください。

1. 病状の説明や手術・処置の説明は原則、勤務時間内に行います。

ただし、診療等の関係や緊急事態の場合はこの限りではありません。

(平日 8:30-17:15)

これまで、上記説明については、ご家族の希望を優先させていただいておりましたが、夕方以降や休日に行くことが多く、医療従事者の慢性的な長時間労働の一因となっております。これを解消するため**医療従事者からの説明やご相談は原則勤務時間内とし、同じ説明やご相談は可能な限り複数回行わない設定**とさせていただきます。

ただし、説明した内容が十分にご理解いただけていない場合等は、ご遠慮なくご質問下さい。お仕事など調整が難しいとは思いますが、原則時間内(平日 8:30-17:15)の設定にご協力をお願い申し上げます。



2. 土日、祝日、平日夜間は、当直・当番医師が主治医に代わり責任を持って対応します。

土日、祝日、平日夜間の診療については、当直医や当番医師が対応させていただきます。必要に応じて、主治医と連絡を取りながら適切な診療を行いますのでご安心ください。

平成30年10月17日
令和5年1月23日更新
大分大学医学部附属病院長